

令和5年度
事業計画

社会福祉法人舟見寿楽苑

1 事業概要

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホーム舟見寿楽苑（定員100名）
- イ 地域密着型特別養護老人ホーム喜楽苑（定員29名）

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人短期入所事業（ショートステイ定員3名）
- イ 老人デイサービス事業（デイサービスセンター定員35名）
- ウ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

(3) 収益事業

- ア 舟見寿楽苑診療所

(4) 公益事業

- ア 居宅介護支援事業（在宅介護支援センター）
- イ 地域交流ホーム

2 基本理念

- (1) 入居者様（利用者様）の命と尊厳を守り、地域でいつまでも安心して、暮らし続けることができるように努めます。
- (2) 地域福祉の拠点となり、地域における福祉の向上に努めます。

3 基本方針

- (1) 入居者様（利用者様）一人ひとりの個性を重んじ、「安全、安心」を基本とし、「笑顔」「思いやり」「気配り」に努め、入居者様（利用者様）のニーズに基づいたケアプランの作成とケアプランに沿った介護の提供に努めます。
- (2) 入居者様（利用者様）が愉しみを持って過ごしていただけるように努めます。
- (3) 地域社会との関わりを持ち、地域に必要とされるよう努めます。
- (4) 関係市町村、他の介護保険サービス事業者、その他の保健医療、福祉サービス事業者等との連携に努めます。
- (5) 職員同士お互いを思いやり、助け合う職場風土を築くよう努めます。

4 法人全体の取り組み

社会状況から水道光熱費及び給食材料費をはじめ、特養及び地域交流ホーム等、全ての経費に影響してくることが想定され、運営は厳しい状況が考えられることから、経費の節減、効率的な運営を行う必要があります。

また、介護の担い手の確保と定着・育成が必要なため、介護職員処遇改善加算を活用し介護職員等の処遇の充実、また、感染の状況を確認しながら、引続き感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）の予防対策、同時にご家族面会の再構築、施設内の様々な行事やイベント、実習生やボランティアの受入れを行い、また、老朽化した設備環境の点検、修理、取替え等を重点として取り組んでまいります。

- (1) 施設介護サービスでは、入居者様の重度化傾向のなか、身体拘束ゼロ、褥瘡ゼロを継続するとともに、介護事故の軽減と早期の対応を行い、さらに、認知症ケアの向上を図り、職員不足の中で、職員の配置、業務時間・内容を日々検討し、最善の体制で、入居者様の安全・安心な生活の継続に努めます。
- (2) 研修では、Web研修を積極的に活用し、知識と技術を高め、介護の質の向上に努めます。
- (3) 入居者様（利用者様）が快適に過ごせる環境を保ちつつ、節減を意識し、節電等に努めます。
- (4) 設備環境の老朽化が顕著なため、点検整備を行い、環境の維持改善に努めます。
- (5) ワークライフバランス（私生活と仕事のバランスがとれた働き方）の環境を整え、職員の確保と定着に努めます。
- (6) 施設の稼働率や入居者様の入退居及び入退院の効率的な調整に努めます。
- (7) 食材の高騰に伴い、調理済食品についても検証を継続し、入居者様の生活の質の向上を鑑みながら、業務の効率化、経費の節減等に努めます。
- (8) 感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス）については、新型コロナが「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行されても、日々の手洗い、マスク、換気、消毒等の感染予防対策を継続し入居者様（利用者様）の日々の状態観察、職員の健康管理に努めるとともに、関係機関と緊密な連携を図り、周辺地域等の状況把握に努めます。

- (9) BCP（災害、システム障害といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策。（令和6年4月）計画の策定の継続に努めます。
- (10) 離床・見守りセンサー等の介護ロボット等の活用により、介護職員の介護負担の軽減及び腰痛予防の軽減及びICT化に努めます。
- (11) 苑車運転について、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について、確認・記録等に努めます。
- (12) パワハラ（モラハラ）の義務化により、意図の有無に関わらず、相手に精神的なダメージを与える行為、（他者への言動により相手を不快にさせる・尊厳を傷つける・うわさ話を広める・嘘をつく・言葉の攻撃等、）不当に不利益を与えることがないよう努めます。
- (13) 介護職員処遇改善支援補助金の取得及び支給に努めます。

5 運営方針

介護保険法の趣旨に従い、入居者様（利用者様）一人ひとりに寄り添うケアを行い、入居者様（利用者様）が安心・安全な生活ができる環境づくりに努めます。

また、地域福祉従事者として、法令、就業規則等を遵守するとともに、施設内外の研修を実施し、職員の資質向上に努め、人事評価を通して、人材育成に努めます。

重点項目

- (1) サービスの質の向上
- (2) 防災対策
- (3) 地域との連携
- (4) 職員の人材育成及び確保・定着
- (5) 保健衛生
- (6) 安定した運営
- (7) 施設設備の整備
- (8) 備品購入計画
- (9) 施設設備計画

(1) サービスの質の向上

- ① ケアプランに即した生活支援、入居時からターミナル期へ段階に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- ② 「施設で最期を迎えたい」という入居者様やご家族の思いを尊重し、その意向に沿って、ご家族、医師、職員の連携のもと、看取りケアに努めます。
- ③ 日々、入居者様の生活状況や状態変化を把握し、随時、家族への連絡・情報提供に努めます。
- ④ 「身体拘束ゼロ」、「高齢者虐待」、「介護事故等の防止」「認知症への対応力向上」の取組みに努めます。
- ⑤ 入居者様（利用者様）ご家族様からの意見や要望・苦情については、所要の改善を図るなど迅速に対応するとともに、理解を得るように努めます。
- ⑥ 入居者様（利用者様）一人ひとりの身体状況や健康管理といった生活に密着した看護ケアを行い、疾病への早期対応するため医師や協力病院との連携に努めます。
- ⑦ 入居者様（利用者様）が健康な生活を送れるよう栄養バランス摂れた食事の提供や「季節」を感じられる行事食等の提供に努めます。
また、厨房職員全員が衛生知識を十分認識し、食中毒予防に努めます。
- ⑧ その都度感染症の状況等を確認し、苑内・外の行事の実施に努めます。

・苑内季節行事

4月（お花見・ドライブ）、5月（端午の節句）、6月（おやつ作り）
7月（七夕・夏祭り）、8月（追悼法要）、9月（運動会・敬老会）、
12月（クリスマス会）、1月（新年お楽しみ会）、2月（節分）、
3月（雛祭り）、誕生会（毎月）等

(2) 防災対策の推進

- ① 地震等の自然災害の発生に伴うBCP（事業継続計画）作成の継続。
- ② 防災に対する整備を点検し、訓練の実施。
 - ・ 通報・消火訓練
 - ・ 避難訓練年2回（内1回が夜間想定）
 - ・ 関係整備を定期的に点検

(3) 地域との連携

- ① 広報紙やホームページによる、地域の方に施設内容等の情報提供及び公開。
- ② 地域交流ホームの設備のメンテナンス、衛生面の強化。
- ③ 地域の方々との交流をはじめ、ボランティアの受け入れ。

(4) 職員の人材育成及び確保・定着

- ① 業務に必要な資格取得の支援。
(介護支援専門員更新支援、初任者研修、ユニットリーダー研修等)
- ② 無資格者への認知症介護基礎研修の受講推進。
- ③ 施設内外研修への参加推進。(zoomによる研修)
- ④ IT活用による記録時間の軽減。
- ⑤ 残業の防止と有給取得の推進。
- ⑥ ストレスチェック。
- ⑦ E式考課システム。
- ⑧ 職員の福利厚生や働きやすい職場づくり。
- ⑨ 福祉機器・用具の活用(スライディングボード等移乗補助用具等)
- ⑩ 労災事故防止と職場内環境の整備、交通安全の啓発。
- ⑪ 職員の健康経営を目指す取り組みの継続。(健康企業宣言) 全国健康保険協会
- ⑫ 地域教育機関の実習生の受け入れ。
- ⑬ 諸会議の開催
 - ・係長会議(月1回)
 - ・各委員会会議(随時)
 - ・運営会議(月1回)
- ⑭ 施設サービス向上のため、以下の委員会の設置。
 - ・入居検討委員会(入居申請者の入居待機順位の検討)2か月に1回開催
 - ・衛生委員会(職員の労働衛生及び健康管理に関する協議)
 - ・接遇、認知症委員会(接遇及び認知症状に関する対策・研修)
 - ・事故防止委員会(事故の再発防止検討・研修)
 - ・感染症対策委員会(感染症発生・予防に関する対策と協議・研修)
 - ・身体拘束適正化委員会(身体拘束廃止及び虐待防止策の検討・研修)

- ・ 苦情処理委員会（苦情を受け付け、その解決策及び検討）
- ・ 褥瘡予防委員会（褥瘡予防・対応策の検討・研修）
- ・ 看取り委員会（看取りケアにおける考え方の共有と多職種協働のあり方を通じたケアの質の検討・研修）
- ・ 防災委員会（施設の防火、防災、自然災害に関する協議・訓練）

（５）保健衛生

① 入居者様の健康管理

- ・ 健康診断（レントゲン検査）
- ・ 医師の指示による検査の実施及び受診
- ・ インフルエンザ予防接種
- ・ コロナワクチン予防接種

② 職員の健康管理

- ・ 職員の健康診断 年1回 夜勤職員 年2回
- ・ 生活習慣病予防検診の推進
- ・ 栄養士及び調理員の検便 月1回
- ・ インフルエンザ予防接種
- ・ 日々の健康管理（体温測定等）

（６）安定した経営

- ① 新規入居者の速やかな受け入れ。
- ② 地域のケアマネジャー及び新川地域施設関係者との連絡・情報交換。
- ③ 利用者家族様（在宅サービス）の心身機能の維持・負担軽減。
- ④ コンプライアンスの徹底と危機管理体制の充実、法令順守による組織運営。
- ⑤ コスト削減、財務管理、経理処理等。
 - ・ アシステム税理法人による会計監査（毎月）

(7) 施設設備の整備

- ① 設備環境の老朽化における点検整備の実施、改修が必要な箇所は、優先順位を見極めながら順次対応。
- ② 非常時及び感染症に必要な備品の確保。
- ③ 福祉機器・用具の点検及び整備・交換。

(8) 備品購入計画

- ・車いすの更新（チルト&リクライニング）
- ・介護ロボットの導入「移乗介助」「見守り」「介護業務支援」等。
- ・感染症予防の衛生用品等の購入。
- ・タブレットの購入。

(9) 施設整備計画

施設劣化調査の結果を受けて、緊急性の高い設備から更新や修繕の実施。

- ・ネット環境（Webの活用）光回線の整備。
- ・施設内・外の点検、補修、塗装、修理、取替え等の修繕工事。
（デイサービス防災監視盤、壁・屋上・機械室・居室・トイレ等）

6 理事会、評議員会、監査会等の開催

- (1) 理事会 年3回（6月、12月、3月）
理事・監事の任期満了に伴う選任（任期2年）
- (2) 評議員会 年1回（6月）
- (3) 監査会 年2回（6月決算監査・12月中間監査）